

新型コロナウイルスに関する 感染症対応マニュアル



令和2年5月



西原町立西原中学校

< 目 次 >

I 保健管理等に関すること	1
1 感染症対策について	
2 出席停止等の扱いについて	
3 心のケアについて	
4 偏見や差別について	
II 学習指導等に関すること	4
1 臨時休業に伴う学習の遅れについて	
2 各教科等の指導について	
3 学校行事について	
4 学校給食について	
5 部活動について	
III 分散登校に関すること	7
1 登校日の設定について	
2 学習指導について	
3 給食について	
4 図書館の活用について	
5 登下校時について	
IV 臨時休業に関すること	8
1 感染者が出了場合について	
2 濃厚接触者を把握した場合について	
3 町内感染者の発生状況を踏まえた措置について	
4 臨時休業の実施について	
5 学びの保障等について	
V 教職員の服務に関すること	9
1 教職員の出勤について	

I 保健管理に関すること

1 感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施<徹底>

感染症対策の3つのポイント

「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」

【生徒】

① 感染源を絶つこと

ア 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認（検温表の様式は別添）

イ 登校前に確認できなかった生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

⇒生徒（保護者）には検温表を配布し、毎朝自宅で検温するよう依頼し、発熱等の風邪症状がみられる生徒は、無理をせず自宅で休養し、登校しないよう指導する。

⇒検温表は、毎日記入し、提出を求める。

② 感染経路を絶つこと

ア 手洗いや咳エチケットを徹底する。

<手洗いについて>

登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後、清掃後、休み時間後など、必要に応じ手洗いを徹底して指導する。（参考）手洗いと咳エチケット（出典：首相官邸ホームページ）

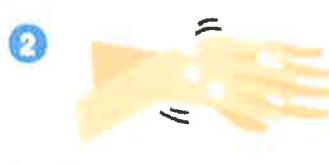
正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



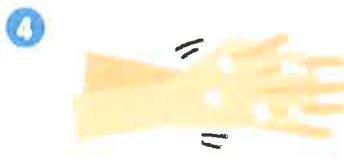
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

<咳エチケットについて>

咳やくしゃみをする際には、マスクやティッシュ・ハンカチや袖、肘の内側を使って、口・鼻を覆うことについて指導すること。

ただし、風邪症状での咳がひどい場合は、無理をせず自宅で休養し、登校しないよう指導する。

対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2m）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高い。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底する。



※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

③ 抵抗力を高めること

ア 感染症を予防するためには免疫力を高める必要がある。そのため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

(2) 集団感染リスクへの対応

① 3つの条件が重なる場を徹底的に避ける。

- ア 換気の悪い密閉空間
- イ 多数が集まる密集場所
- ウ 間近で会話や発声をする密接場面



- ② 換気の徹底
教室等のこまめな換気（2方向の窓を同時に開ける）
- ③ 近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用
マスクの装着（飛沫を飛ばさないため）



- ④ 校内環境整備
 - ア 教室やトイレ等の手洗い場に石鹼や、生徒玄関等に消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備すること。
 - イ 教室やトイレなど生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなどは、適宜（1日1回以上）、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして衛生環境を良好にたもつ。

2 出席停止等の扱いについて

- (1) 生徒の感染が判明したときなどについて、以下の対応をする。

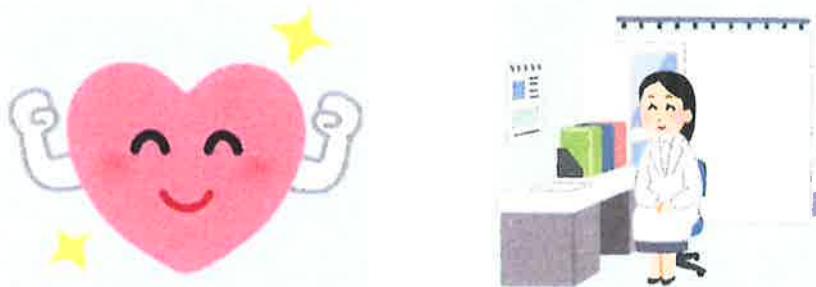
感染が判明したとき	出席停止
濃厚接触者に特定されたとき	出席停止
発熱等の風邪の症状がみられるとき	出席停止・自宅での休養を指導

- (2) 保護者が生徒を出席させなかつた場合の出欠の扱いについては、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止」として記録し、欠席とはしない。
- (3) いずれの場合も、指導要録上は、欠席日数とはせず「出席停止忌引等の日数」とするなど配慮を。とするなど配慮を行う。

3 心のケアについて

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等やスクールカウンセラー等による支援を行うとともに、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど心の健康問題に適切に取り組む。
- (2) 学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす生徒及びその保護者との連絡を密にし、休業期間中において必ず定期的に生徒の心身の健康状態を把握する。（概ね2週間に1回程度）

- (3) 要保護等支援対象の生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴い虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に生徒の状況を把握する。(概ね1週間に1回以上)。



4 偏見や差別について

- (1) 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。
- (2) 発達段階に応じた授業を行うことを通じ、偏見や差別が生じないように十分に配慮する。

II 学習指導等に関すること

1 臨時休業に伴う学習の遅れについて

- (1) 学習に著しい遅れが生じないよう、可能な限り以下のように必要な措置を行う。

- ① 教育課程内での補充のための授業
- ② 個別に補習を実施
- ③ 指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課す
(やむをえず登校できない生徒に対して)
- ④ 追加の家庭学習を適切に課す



- (2) 今春進学する生徒については、必要に応じて学習状況を進学先の学校に共有する、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討する。

2 各教科等の指導について

- (1) 再開後の留意点

- ① 各教科等の指導については、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わない。

- ② 授業中、生徒等が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。
- ③ 各教科等に共通する感染症対策として、
 - ア 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する
 - イ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底するなどの取組を行う。

(2) 一部の実技指導とその範囲

(例)

- ① 体育科・保健体育科において、生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすること。なお、体育館で実施する場合は十分な換気を行う。
- ② 音楽科において、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようすること。
- ③ 家庭科では、調理などの実習について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、衛生管理をより一層徹底すること。

3 学校行事について

- ① 入学式や始業式を実施する際には、会場の椅子の間隔を開ける、こまめな換気、参加人数の制限、時間の短縮等開催方法の工夫を講じて行う。
- ② 平和学習、職場体験、修学旅行などの活動は、感染状況によって縮小、延期する。
- ③ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。なお、実施体制が整わない等の事由により、6月30日までに実施できない場合は、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施する。
- ④ 新入生歓迎会、講演会、避難訓練など生徒等が一堂に集まって行う活動は、縮小又は延期とする。ただし、避難経路の確認については工夫して確実に行う。

4 学校給食について

- (1) 当番の生徒や関わる教職員にはマスク（手作りマスクも可能）を着用させる。また、配食を行う生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無を確認する。
- (2) 生徒等全員が食事前の手指の洗浄を徹底すること。
- (3) 配膳の際は、生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。
- (4) 食事の際は、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応を行う。



5 部活動について

- (1) 部活動の実施に当たっては、専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。 例) 授業日以外は実施しない。
- (2) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せることではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
- (3) 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させる。
- (4) 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
- (5) 対外試合等、多数の生徒等が集まる場への参加は、状況を適切に勘案し、判断すること。
- (6) 定期演奏会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、縮小又は延期とする。
- (7) 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、一斉に利用しないなどに留意するなど、生徒が密集した状態とならないよう工夫すること。
- (8) 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- (9) 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること
- (10) 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。



III 分散登校に関すること

1 登校日の設定について

- (1) 学年を2つのグループ、さらに学級を2つのグループに分けた上で午前、午後の授業を組み限られた時間で教育活動を再開する。
- (2) 登校日は、学年の前半学級が月・水・金に登校、後半学級が火・木・金の登校日とする。
- (3) 週で午前授業、午後授業のローテーションを行う。
- (4) 金曜日は前半学級、後半学級を隔週で登校日の設定を行う。

2 学習指導について

- (1) 授業中、教職員は飛沫防止のためマスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用する。
- (2) 近距離での会話や発声等ができるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は控える。やむを得ず、生徒の会話や発声などが必要な場合は、咳エチケットの要領でマスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用するなどについて指導する。
- (3) 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。
- (4) しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じる。特に学習内容の定着が不十分な生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する。追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる。

3 給食について

- (1) 配膳の過程での感染防止のため、可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるようにする。
- (2) 可能な場合には給食調理場において弁当容器等に盛りつけて提供することなど工夫する。
- (3) 少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供する。

4 図書館の活用について

- (1) 学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、貸出等を行なう。
- (2) 特に時間帯により休業の対象となる生徒が変わる場合において、学校図書館を生徒の自習スペースとして活用する。

5 登下校時について

- (1) 校門周辺やや玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。
- (2) 集団登校を行う場合には密接とならないよう指導する。
- (3) その他、安全に十分注意する。
(例) ア 学年の登校時間を15分単位毎で分けて登校する。
 (3年生→8:15～8:30 2年生→8:30～8:45 1年生→8:45～9:00)
 イ 下校時は、3→2→1年生の順に15分おきに下校する。

IV 臨時休業に関すること

1 感染者が出了した場合について

(1) 生徒等の場合

- ① 校長は、当該生徒等について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- ② 校長は、町教育委員会教育総務課に報告する。(様式参照)

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

- ③ 校長は、南部保健所に積極的疫学調査を依頼し、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。
- ④ 学校は南部保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
- ⑤ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

- ① 校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。
- ② 以降の対応については、「1 (1) 生徒等の場合」の②から⑤までと同様の取扱いとする。
(職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行うことに留意すること。)

2 濃厚接触者を把握した場合について（同居家族が感染した場合など）

(1) 生徒等の場合

- ① 校長は、生徒等の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼する。
- ② 校長は、保護者や生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、南部保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該生徒等に対して出席停止の措置を行う。
- ③ 校長は、町教育委員会教育総務課に速やかに報告する。(様式参照)
- ④ 学校は、必要に応じて、南部保健所の指示に従い、他の生徒等の健康観察を行う。
- ⑤ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

- ① 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。
- ② 以降の対応については、「2 (1) 生徒等の場合」②から⑤までと同様の取扱いとする。

3 臨時休業の実施について

(1) 臨時休業の判断基準は、以下のとおりとする。

- ① 県南部保健所等から学校の全部または一部の臨時休業の要請があった場合
- ② 発熱等の風邪の症状が見られるとして自宅休養する生徒等が多い場合や学校に多数の発症者がいる場合など、学校運営上の対策を講じる必要がある場合。
- ③ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条に基づく国による緊急事態宣言を受け、沖縄県から市町村教育委員会の設置する学校等（幼稚園、小学校及び中学校等）についても、原則、県立学校と同様に臨時休業の要請があった場合。

4 学びの保障等について

(1) 学習指導に関すること

① 家庭学習の充実

ア 生徒が自宅等にいる状況であっても、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続するとともに、学校の再開後も見据え、学校と生徒との関係を継続することができるよう、家庭学習の内容の例や学習状況及び成果の把握の例なども参考にしながら、指導計画等を踏まえ、各教科等において、教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課す。

イ 別紙の「学習計画表」なども参考に計画性をもった家庭学習を課すなどの工夫を講じる。
また、ＩＣＴや電話等を活用した学習指導や学習相談を可能な限り行う。

ウ 文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」も適宜活用する。

② 生徒の学習状況の随時把握

ア 家庭学習を適切に課した上で、教師が生徒の学習状況を随時把握し、指導に生かしていく。
イ 教師が定期的に個々の生徒との間で電子メール等のＩＣＴや電話、郵便を活用した学習状況の把握を行い、生徒の学習を支援する。

V 教職員の服務に関するこ

1 教職員の出勤について

(1) 教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させる。

(2) 発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させる。

(3) 教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐がある場合には、在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにする。

(4) 教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進する。なお、在宅勤務については、自宅への出張として取り扱うこととし、必要な機関の出張登録を行う。（「西原町立小・中学校職員における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための在宅勤務の実施について」を参照）

(5) 教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえる。